

令和7年第2回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(6 月 13 日 提 案 分)

政 策 局

目 次

ページ

- 1 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利
活動法人等を定める条例 新旧対照表 1
- 2 神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例 新旧対照表 2

1 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例
(平成24年神奈川県条例第39号) 新旧対照表

改 正			現 行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間
(削除)			<u>特定非営利活動法人grand-mer</u>	<u>海老名市中新田一丁目13番19号</u>	<u>令和2年1月1日から令和7年7月31日まで</u>
(削除)			<u>特定非営利活動法人SHIP</u>	<u>横浜市神奈川区台町7番地2ハイツ横浜713号室</u>	<u>令和2年8月1日から令和7年7月31日まで</u>
(略)			(略)		
<u>特定非営利活動法人grand-mer</u>	<u>海老名市中新田一丁目13番19号</u>	<u>令和7年8月1日から令和12年7月31日まで</u>	(新規)		
<u>特定非営利活動法人SHIP</u>	<u>横浜市神奈川区台町7番地2ハイツ横浜713号室</u>	<u>令和7年8月1日から令和12年7月31日まで</u>	(新規)		

2 神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年神奈川県条例第18号）新旧対照表

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における同法第141条第1項の自動車の使用、同法第142条第1項第3号及び第4号のビラの作成並びに同法第143条第1項第5号のポスターの作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。 第2条～第5条の3 (略) (ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第5条の4 神奈川県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数以内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。 (1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>8円38銭</u> (2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>41万9,000円と5円62銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。） (ポスターの作成の公費負担) 第6条 候補者は、第8条各号に掲げる区分に応	(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における同法第141条第1項の自動車の使用、同法第142条第1項第3号及び第4号のビラの作成並びに同法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（<u>神奈川県知事の選挙の場合に限る。以下同じ。</u>）及び同項第5号のポスターの作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。 第2条～第5条の3 (略) (ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第5条の4 神奈川県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数以内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。 (1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>7円73銭</u> (2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>38万6,500円と5円18銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。） (ポスターの作成の公費負担) 第6条 候補者は、第8条各号に掲げる区分に応

改 正	現 行
じ同条各号に定めるところにより算定した金額に神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙区（神奈川県議会議員の選挙の一部無効による再選挙及び神奈川県知事の選挙の場合にあつては、当該選挙の行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超える場合には、当該2を乗じて得た数）を乗じて得た金額の範囲内でポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。	じ同条各号に定めるところにより算定した金額に神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター及び同項第5号のポスター（以下「ポスター」と総称する。）の作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙区（神奈川県議会議員の選挙の一部無効による再選挙及び神奈川県知事の選挙の場合にあつては、当該選挙の行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超える場合には、当該2を乗じて得た数）を乗じて得た金額の範囲内でポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。
第7条 （略）	第7条 （略）
（ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）	（ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）
第8条 神奈川県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。	第8条 神奈川県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。
(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>586円88銭</u>に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）	(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

改 正	現 行
(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>29万3,440円と30円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額 第9条 (略)	(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>27万655円と28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額 第9条 (略)